



県章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
8月23日  
第32号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

|  |   |
|--|---|
| ○ 告 示  |   |
| 保安林予定森林の通知（森林保全課）                            | 1 |
| 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨（森林保全課）    | 2 |
| 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨（森林保全課）      | 2 |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病およびマイコプラズマ病の検査の実施（畜産課） | 2 |
| ○ 公 告  |   |
| 公共測量終了公告（監理課）                                | 2 |
| 指定管理者公募公告（都市計画課）                             | 3 |
| 落札者決定の公告（教育総務課）                              | 3 |
| ○ 県 税 事 務 所 公 告                              |   |
| 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部）                        | 4 |
| ○ 土 木 事 務 所 公 告                              |   |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）                 | 4 |

## 告 示

### 滋賀県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年8月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 栗東市荒張字小家谷161、162
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 滋賀県告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年8月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 長浜市池奥町字上ノ谷224から231まで、236から292まで、301、307から309まで、313、314、322から325まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

-----  
**滋賀県告示第134号**

平成30年滋賀県告示第449号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年8月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市甲賀字カン谷51、54、57、57-3、69、70、74から76まで、字大カイト164、286、287、290、291、293、294-1、295、296、字大平335、曲谷字安場52、52-1、53、53-1、54、55-1、55-2、64、字東山80、82、83
- 2 通知の内容の要旨 平成30年滋賀県告示第449号のとおり

-----  
**滋賀県告示第135号**

平成30年農林水産省告示第1053号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を高島市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年8月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 高島市朽木雲洞谷字東山738-6、738-9、738-21、738-22、738-31、738-32、738-39、738-42
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第1053号のとおり

-----  
**滋賀県告示第136号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づき、鶏の家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病およびマイコプラズマ病の検査を次のとおり実施する。

令和元年8月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病およびマイコプラズマ病の予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 種鶏および種鶏候補鶏
- 3 検査の方法
  - (1) 家きんサルモネラ感染症およびマイコプラズマ病については、急速凝集反応法
  - (2) ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法
- 4 実施の期日および実施する区域
  - (1) 期日 令和元年9月1日から同月30日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
  - (2) 区域 蒲生郡日野町

公 告

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和元年8月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業の地域 長浜市木之本町大音地先
- 3 作業の終了日 令和元年7月17日

#### 指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園（奥びわスポーツの森に限る。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和元年8月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
  - (1) 名称 滋賀県営都市公園（奥びわスポーツの森に限る。以下「都市公園」という。）
  - (2) 所在地 長浜市早崎町1667
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条の規定による行為の許可に関する業務
  - (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
  - (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
  - (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
  - (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定の基準
  - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
  - (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
  - (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
  - (1) 受付期間および受付方法 令和元年9月27日（金）および令和元年9月30日（月）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、令和元年9月30日（月）午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
  - (2) 受付場所 滋賀県土木交通部都市計画課公園緑地室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館5階 電話 077-528-4281
- 6 募集要項の配布
  - (1) 配布期間 令和元年8月23日（金）から令和元年9月27日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 説明会 令和元年9月5日（木）午後2時から、滋賀県湖北合同庁舎1階第一会議室（長浜市平方町1152-2）において説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年8月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 借入物品名および数量 校務用端末、周辺機器、ソフトウェアライセンス等（一部に設定、搬入および設置作業を含む。） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月1日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 専務取締役 依田茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 31,152,000円（消費税および地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和元年6月21日(金)

**県 税 事 務 所 公 告**

**軽油引取税免税軽油使用者証無効公告**

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和元年8月23日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

| 業 種 | 記号・番号              | 有 効 期 限     | 免税軽油使用者証に記載された<br>使用者の所在地および氏名（名称） | 亡失年月日     |
|-----|--------------------|-------------|------------------------------------|-----------|
| 農 業 | 滋 賀 県<br>第9738816号 | 平成33. 3. 31 | 野洲市妙光寺252番地<br>坂口佐一                | 令和1. 8. 6 |

**土 木 事 務 所 公 告**

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年8月23日

滋賀県東近江土木事務所長 平 林 光 彦

| 開発許可を受けた者の<br>住所・氏名        | 開 発 区 域 の 名 称         | 面 積     | 検 査 済 証   |        |
|----------------------------|-----------------------|---------|-----------|--------|
|                            |                       |         | 交付年月日     | 番 号    |
| 蒲生郡竜王町山面386番地<br>38<br>末神暁 | 蒲生郡竜王町大字山面字向山<br>71番3 | 214.16㎡ | 令和1. 8. 9 | 000531 |